

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約の予定の公表

令和 5 年度 市単 市道河内線 道路維持管理委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 26 日

室戸市長 植 田 壯 一 郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和 5 年度 市単 市道河内線 道路維持管理委託業務 委託内容：市道の除草作業
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市役所 建設土木課 令和 5 年 5 月 8 日 午前 11 時
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市役所 建設土木課 TEL：0887-22-5123